

機械等検定規則の一部を改正する 省令案要綱等の概要について

厚生労働省労働基準局安全衛生部
化学物質対策課

防じんマスクの規格改正について

- 平成26年の労働安全衛生法改正において、電動ファン付き呼吸用保護具を型式検定の対象とするに際し、面体内が陰圧となるおそれのあった「呼吸補助形」は、当該型式検定の対象には含めず、防じんマスクと同等以上の防じん機能を有するものと取り扱うこととした。
- 今般、JISにおいて、「呼吸補助形」電動ファン付き呼吸用保護具が「防じんマスク」に位置付けられることを踏まえ、構造規格においても、「吸気補助具付き」を「防じんマスク」に位置づける。

JIS規格（現行）

電動ファン付き呼吸用保護具 JIS T 8157

標準形

- 面体をもつもの：**面体内圧が陽圧**になるもの
- フード又はフェイスシールドをもつもの：**送風量が基準値以上**のもの

呼吸補助形

- 面体をもつもので、着用者の吸気の負荷を軽減するために、電動ファンによって面体内へ**補助的に空気を送る**もの

防じんマスク JIS T 8151

取替え式

使い捨て式

JIS規格（改正後）

電動ファン付き呼吸用保護具 JIS T 8157

標準形

防じんマスク JIS T 8151

取替え式
吸気補助具付き

取替え式
吸気補助具付き以外のもの

使い捨て式

構造規格（現行）

電動ファン付き呼吸用保護具の規格 (H26年厚生労働省告示第455号)

「呼吸補助形」は、防じんマスクと同等以上の防じん機能を有するものと取り扱う
(平成27年2月12日基発0212第4号)

防じんマスクの規格 (昭和63年労働省告示第19号)

取替え式

使い捨て式

構造規格（改正案）

電動ファン付き呼吸用保護具の規格 (H26年厚生労働省告示第455号)

防じんマスクの規格 (昭和63年労働省告示第19号)

取替え式
吸気補助具付き

取替え式
吸気補助具付き以外のもの

使い捨て式

機械等検定規則の一部を改正する省令案要綱等について

- 機械等検定規則（S47年労働省令第45号）の改正

吸気補助具付き防じんマスクを型式検定の対象とすることに伴う型式検定の基準等の改正を行う。

- 型式検定の合格基準として、型式検定合格標章を付さなければならない箇所を定める規定及び当該標章の様式の改正
- 吸気補助具付き防じんマスクの型式検定を受けようとする者が有すべき検査設備に騒音試験設備を追加

- 防じんマスクの規格（S63年労働省告示第19号）の改正

吸気補助具付き防じんマスクの具備すべき規格として、以下の内容を追加する。

- 吸気補助具付き防じんマスクの種類（隔離式又は直結式）に応じた吸気補助具付き防じんマスクの形状を定めること。
- 吸気補助具の構造の条件として、水、粉じん等の侵入によりその機能に障害を生じるおそれがないものと定めること。
- 吸気補助具付き防じんマスクの性能試験として、粒子捕集効率試験、吸気抵抗試験等を定めること。
- 吸気補助具付き防じんマスクの表示事項として、騒音の程度等を定めること。

- 施行期日

- 平成30年5月1日（予定）